

2019年6月21日

株主各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
丸紅株式会社
代表取締役社長 柿木真澄

第95回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

2019年5月31日付にて送付致しました当社「第95回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】（下線を付しております）

招集ご通知（42頁）

（誤）

これは、割当から3年後を権利行使開始日とし、3年間の自社時価総額が増加し、かつ自社時価総額成長率が東証株価指数成長率を上回った場合にのみ行使が可能となるものです。

（正）

これは、割当から3年後を権利行使開始日とし、3年間の自社時価総額が増加し、かつ自社時価総額成長率が東証株価指数成長率以上となった場合にのみ行使が可能となるものです。

以上